

第75回 電力・ガス取引監視等委員会

議事

日時：平成29年3月15日10:00～10:35

場所：経済産業省 本館2階西8共用会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員、箕輪委員

議題：

- (1) 原価算定期間を終了した電力会社の小売料金事後評価について
- (2) 電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について

○八田委員長　それでは、定刻になりましたので、ただいまより第75回電力・ガス取引監視等委員会の第1部を開催させていただきます。

第1部の議題は議事次第にあるとおりです。

早速ですが、議事に入ります。議題の1つ目、原価算定期間を終了した電力会社の小売料金事後評価について、資料3に基づいて、佐合課長よりご説明をお願いいたします。

○佐合取引監視課長　それでは、資料3に基づいてご説明いたします。

本件、供給約款に基づく電気料金でございますけれども、認可の際の原価算定期間を経過した後には、毎年度、経済産業大臣がその料金について事後評価を行うということになっておりまして、これは値下げの認可申請を命じる必要があるかどうかを判断するということになってございます。

当委員会は、その評価を昨年12月に経産大臣から委託されたということになっておりまして、今回はこの仕組みに従って、中部電力以外の9社、中部電力はまだ原価算定期間中でありまして、今年度いっぱいということになりますので、それ以外の9社の評価をいたしましたところでございます。本日は、その結果を踏まえた大臣への回答についてご検討いただきたいと思いますと思っております。

まず、この資料3の1.に審議状況を記載してございますけれども、料金審査専門会合、2月から1ヵ月間、全体で3回と集中的に開催いたしまして、先ほど申し上げた原価算定期間を過ぎた9社についての評価を行う。特に今回が原価算定期間経過後初めての評価になる北海道、東北、関西、四国、九州の5社、それから値下げの認可申請に関する審査基準があるのですけれども、その審査基準の1つに該当した東京電力E Pを加えた6社につ

いては、直接専門部会の場合に企業の役員の方々に来ていただいてご説明をいただいて、集中審査を行ったという形になってございます。圓尾委員、箕輪委員初め、専門会合の委員の方々、それから消費者団体の代表などオブザーバーの方々からもご意見をいただきまして、3月1日に事務局としてのまとめ案、総評をご審議いただいたということになってございます。

2. に行ってください、2. でございますけれども、審査結果を記載しております。結論から申し上げますと、①に書いておられますとおり、9社全てについて経産大臣の処分審査基準に照らして、電気事業利益率などの指標を確認したのですが、値下げの認可申請の必要は認められなかったということでございます。

次のページへ行っていただいて、②にありますけれども、先ほど申し上げました集中審査の対象とした6社に関しまして、3つの論点を集中的にご検討いただきまして、1つ目が費目ごとの想定原価と実績との比較、乖離状況、2つ目が自由化部門と規制部門の利益率の状況とその違いの理由というのと、最後に、経営効率化の取り組み状況ということで、この3つに関して、各社からの説明を踏まえて評価を行ったところ、合理的な理由なく費用実績が料金原価を上回っているということはないことを確認させていただいております。

今、申し上げた点につきまして、若干資料に従って説明させていただきますと、添付資料として参考資料1、参考資料2というのがついてございまして、PDFでいうと10ページ目以降でございます。全体の資料としていうと10ページ目以降で、その中で、14ページ目をまずみていただいて、資料3の参考資料1の中では5ページ目になりますけれども、ここに料金変更認可申請命令の基準が書かれてございます。これは2つのステップで判断することになっておりまして、1つ目が電気事業利益率の基準でございます。具体的に申し上げますと、各企業の3年間の規制部門の利益率の平均値が他の電力10社の規制部門の利益率を上回っているかどうかということで、このステップの基準で確認しますと、この資料の次のページに行ってください、その下に各社の今回の評価の対象となる9社についての過去3年間の平均の利益率を記載してございますけれども、対象9社のうち、東京電力と東北電力以外は平均利益率が低いということで、まずこのステップ1で値上げ申請の必要性はないということになります。

東京電力、ここでみていただいて5.0%、それから東北電力が6.2%ということで、10社の10年の平均、これは右端のほうに2.93と書いてございますけれども、それらを上回ると

ということで、この後、もう1つの次のステップを確認する必要があるということになります。

これはまた前のページに戻っていただいて、2つ目のステップ2の基準をここに書いてございます。その中がまた2つに分かれていまして、まず、規制部門の利潤の累積超過額、これは企業の収益から認可時に認められた事業報酬額を差し引いた金額が規制部門の超過額なのですけれども、この累積額です。料金の値上げの申請があって、値上げの認可以降の超過利潤の累積額が単年度分として認められた事業報酬額を超過しているかどうかというのを確認する。

もう1つが、この下の図にまたはということで、右下の図がございましてけれども、自由化部門の収支が直近2年度連続で赤字かどうかを確認するということになります。これは自由化部門の赤字を規制部門の黒字で補填する形になっていることはないかどうかというのを判断するということでございます。

先ほどの2社に関しまして、今申し上げたステップ2の仕組みで評価するとどうなるかというのが今の資料の7ページ目、今のページから2ページ先に進んでいただきまして、まず、左下の表がございましてけれども、東北電力、東京電力ともに累積超過利潤が事業報酬額を上回っているということにはございませんでした。これはここに書いてございましてけれども、東北電力約280億ということで、累積超過利潤がたまっているわけですが、事業報酬額そのものが約420億円でございますので、まだその水準には達していないということでございます。

東京電力は、その右側に書いてございますが、こちらは過去の実績が事業報酬額そのものに満たないことが多かったもので、先ほど申し上げた定義の超過利潤額ということでは、その累積で積み上げていっても、依然としてマイナスの数字となっておりまして、東電の報酬額自体は1,470億円ということで、ここに書いてございましてけれども、当然これに達していないということでございます。そういう意味では、ステップ2の今の基準に従って見たときに、両社とも値下げの必要性はないという状況になります。

もう1つの基準ですけれども、自由化部門の収益でございます。これは右側に書いてございますが、両社ともこの2年間の数字は黒字ということになっておりまして、したがって、最初に申し上げたとおり、2社とも値上げの必要は認められなかったということになっております。

もう少し別の資料をみていただいて、先ほど申し上げた集中審査をさせていただいた6

社についての評価を書かせていただいております。全体でいうと36ページ目に資料3の参考資料2というのがございます。この資料の中の4ページ目、5ページ目、全体の資料でいうと39ページ目、40ページ目なのですけれども、40ページ目の数表をみていただくのがいいかなと思うのですが、ここで料金原価と実績の比較を行っております。各社どんな特色があったかというのを概括いたしますと、まず、人件費につきましては、北海道電力以外が出向者の給与とか残業手当を理由に実績が原価を上回っているという状況でございました。

また、各社とも原発稼働の遅れから、火力のたき増し、あるいは他社からの燃料調達、これは電気の調達を迫られておまして、基本的に燃料費、あるいは購入電力料が増加する傾向がございます。その中でも、特に料金の認可申請をしたときに、原子力の稼働率の織り込みが大きかった九州電力、関西電力で今申し上げた需給調整のための燃料費、購入電力料が著しく増加しているということでもございました。恐らく経営面でも非常に厳しいものがあつたのかなと思われまふ。

逆に東北電力でございますけれども、料金算定のときに盛り込んだ原発稼働率が東北電力は他に比べると相対的に実態に近いものであつたということでもございます。東北電力は他社購入電力料の実績が計画値を下回るということになっているのですけれども、他社から調達する量が少なくなったので、火力のたき増しを凄く多くしたかというのと、これも相対的ではあるのですが、原価を上回ってはいるのですが、上回る程度がある程度他社に比べると抑えられていた状況だつたということでもございます。だから、これはやはり原発稼働率が実態に近いものを料金認可のときに盛り込んでいた効果かなと思われまふ。また、ここには記載がないのですけれども、各社と同じく東北電力も需要そのものが想定を下回つたということで、追加的にたき増す量がそういう観点からは少なくて済んだということが影響しているのかなと思ひます。

東京電力でございますけれども、他社購入が原価を上回つて、効率的な電源を他社から調達するというので、燃料費は原価を下回る実績でもございました。これは販売電力量の減少も大きく影響しているのかなと思ひております。

基本的に各社、燃料費、購入電力料が原発の稼働が遅れているということで、増えざるを得ない状況の中で、共同調達とか自社のみならず、工場の自家発の電源も含めてメリットオーダーを広く活用して効率的な電気の調達に努力をしていたという状況だつたと思ひております。

加えて、全ての企業で、これは一時的な費用の繰り延べも含めてですけれども、修繕費がコスト削減対象となりやすいという状況でございまして、供給信頼度を害することのないように、ここにはちょっと書いてございませんが、リスクマップでちゃんと評価を行って、費用削減に取り組んで、そういう意味では、その効率化の実績が原価を相当程度上回る数字になっているということでございます。

2つ目のチェックポイントが規制と自由部門の利益率の乖離要因の評価でございましてけれども、これは今申し上げている資料の6ページ目、7ページ目、全体でいうと41ページ目、42ページ目になります。

数表のほうは42ページですけれども、この数表の上に、規制部門と自由部門の各社の利益率が書いてありまして、その乖離幅というのが、ちょっと字が小さくて恐縮なのですが、北海道6.6から始まって、東京電力E P 1.3まで、この数表の上から3行目のところでございます。規制部門と自由部門の利益率の差が実績としてはかなり出ている会社も多いということでもあります。

ただ、これはいろいろな要因が影響してございまして、大きくいうと3つございます。再稼働が遅れたことに伴って、先ほど申し上げたような需給関係費、燃料費とか他社からの電力購入料が増えてしまっているというところと、燃料費調整制度のタイムラグの影響が出ているというところと、コスト削減の深掘りがどういう部門にきいてくるかの3つが大きく各社の利益率の実績に影響してきているところでございまして、基本的には申し上げた最初の2つの要因、再稼働遅延に伴う需給関係費の増加と燃調のタイムラグ、これは相対的に販売電力量の多い自由化部門に対して影響してくるということでもあります。燃料費の増加の方は自由化部門にマイナスの効果で費用がより多く出てくるという形。それから燃調は今燃料価格が下がっている状況でございまして、販売電力量の多い自由化部門に、これはプラスとして出てくるという効果でございまして。

それから、3つ目のコスト削減ですけれども、これは各社の設備の構成がどうなっているか、あるいは修繕対策の内容によって、自由化部門、規制部門、どちらに効果が現れるかというのは異なってくるということでございます。

各社の販売電力量、ここには書いていないのですが、原価算定時と実績の比較、これは各社ごとに後ろの方のページに整理した資料があつて、記載しておりますけれども、各社とも規制・自由化部門、双方で実績値が原価を下回る厳しい事業環境にあるということでございました。それで、企業によっては、想定需要が年平均で7%を上回る減少となつて

いる。だから、想定した売り上げが7%、8%市場が縮んでいたということでございます。特に関西電力、九州電力は自由化部門での落ち込みが大きく、これが部門間の利益率格差の主な要因の1つになっているということでございます。

それから、北海道電力固有の事情として、料金改定を北海道電力も2度行っているのですけれども、年度途中だったということがあって、自由化部門での契約更改のタイミングとずれがあって、自由化部門は年度当初に契約しているものが結構多かったりして、そこまで料金改定の効果を得られることができなかったのも、自由化部門にマイナスの効果として現れているということでございます。

今申し上げたような要因をそれぞれ差引いて、実績から本来こういう要因がなければどのような利益率だったかというのを規制部門、自由化部門出してみますと、今の表の一番下の欄に、補正後各部門の電気事業利益というのが書いてございまして、括弧が利益率でありまして、一番下の欄が補正後の両部門の利益率の乖離幅ということになります。これは皆さん、どの会社も1%以内にとどまるという形になっているというものでございます。

最後でございますけれども、その次のページ、全体でいうと43ページ目、44ページ目、ここに経営効率化への取り組みが書いてございまして、8ページ目をみていただくと、概括を書いておりますが、恒常的な効果が見込まれる取り組みとして、各社とも経営効率化を進めるという状況の中で、当初の査定による効率化の計画値を上回る実績がみられたのが、関西、東北、九州、東京でございました。北海道、四国は残念ながら査定で求めた効率化の計画までは達成できていなかったという状況でございます。

ただ、各社とも自らの申請の中身については満たしたという状況にはなってございます。ただ、人件費に関しては、計画値未達の企業が多かったという状況であります。

燃料費と購入電力料でございますけれども、関西、東北、四国、九州、東京で実績が計画を上回っているということではあります。これは頑張って定期検査の期間を少し、本来1ヵ月かかるところを3週間で頑張るとか、あるいは特例措置を活用して定検までの期間を延長するとかということで、効率のよい火力電源を稼働させるようなことで対応した、あるいは卸取引所からの調達を進めるということで想定していた燃料費に関する効率化努力を上回る成果を出していったということでございます。

修繕費に関しては、全ての企業で点検の周期とか工事実施時期、あるいは発注方法の工夫で計画値を上回る効率化を達成しているということでございます。

また、各社とも緊急的な支出抑制というか一時的な繰り延べにも取り組んでおりまして、例えば東京電力では、自らに電気を卸してもらった調達先での修繕費削減も求めるような形で対応しておりますし、また、関西、四国、東京では資本的支出を抑制することによって、設備投資関連費用でも一時的な繰り延べを実施しているということをございまして、基本的に各社相応の効率化努力を行っていると言えるのではないかと評価しております。

今までの主な3つの論点について整理したものでございまして、最後に、この資料の後ろの方に飛んでいただいて、全体でいうと106ページ目以降、107ページ、108ページに今回の事後評価の総評をまとめさせていただいております。料金の事後評価をして、その中で、本来の目的は最初に申し上げたとおり、原価算定期間が過ぎた料金について、その原価の適正性を、引き続きその原価を用いることが正しいかどうか、料金値下げの申請の必要があるかどうかを判断するというので、まずそれを判断しなくてはいかんということなのですけれども、それとともに事後評価を行った専門会合として、電力会社に対するある意味でのメッセージというか、考えを整理したというものでございます。

最初に書いてございまして、これは72ページ目ですけれども、結論から申し上げますと、原発再稼働の遅延の影響などを踏まえると、全般的に正当な理由なく想定原価を上回った費用実績はみられず、現行の認可料金については、引き続き認可申請の必要性は認められなかったと考えております。

以下、ただし書というか、そういった評価の中での考え方をまとめてございまして、最初の段落が要するにやむを得ない事情で実績が原価を上回ることは当然あると思うのですけれども、事業者には審査時の査定内容を十分に踏まえて事業運営に取り組むことが求められるだろうということ。それから、修繕費の削減ですけれども、これは当然のことながら、供給信頼度を害することがないように引き続きリスク評価を適切に行って対応すべきであること。

次のページへ行っていただいて、効率化努力でございましてけれども、これは一時的な収支改善効果が当然大事だとは思いますが、やはり事業者が取り組むべきものは、将来的な電気料金の抑制につながるような構造的な改善努力を追求することであって、その部分と、今回、各事業者が自社の改善の経営効率化の取り組みを専門会合の場で紹介したのですが、その取り組みは相互に参考として、自らも取り組めることは積極的に取り組むべきということ、事業の効率化の観点からは、小売が全面自由化された今、やはり一般電気事業者が互いに競争し合うようなことで、ある意味で、市場で創意工夫を懲らした競争を行うこと

によって経営効率化がより達成される。それはひいては、経過措置料金の部分についての供給コストの削減にもつながってくるということで、やはり自由化自体をよく踏まえた市場競争に取り組んで、経営効率化を求めるということ。

最後ですけれども、原発再稼働、ここのところは見通しがなかなか難しいわけですが、再稼働したときにはコスト負担が現状よりも軽減されるだろうということもありまして、そうしたコスト削減効果があるのであれば、一時的な支出の繰り延べを抑制することとか、消費者への還元を検討すべきであること。こうしたことを踏まえて、引き続き経営効率化、あるいは消費者に対するわかりやすい説明と適切な情報提供が求められることを総評として整理させていただいてございます。

以上、長くなって恐縮でございますけれども、これを踏まえまして、今回の事後評価について電力会社9社について評価をさせていただいたのですが、最終的に我々としては全体の資料の9ページ、資料3-1がでございます。この文面で先ほど申し上げた内容、今回の事後評価において、そういう意味では正当な理由なく、料金原価を実績が上回るということもなかったということでもありますので、値下げの認可申請の必要があるとは認められなかったというのを資料3-1で経産大臣に返答したいと考えてございます。

以上、長くなって恐縮ですけれども、ご意見をいただければ幸いです。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に対するご質問、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ、圓尾委員。

○圓尾委員　　結論としては、今、佐合課長がご説明のとおり、この内容で構わない、特段値下げを求める必要はない、正当なものだと思います。

専門会合の中で申し上げたことですが、査定する中で感じたことを何点かもう一回申し上げます。

1つは、算定期間が3年間ということで、いろいろな資料のつくりが3年平均であり、それをベースに議論したわけです。けれども、やはり3年間の中でいろいろな状況が変わっていて、刻々と状況が変わる中で、効率化への取り組みなども変化している。ですから、3年間の年次それぞれをみて、どういう状況のときにどういう対応をしているかということを理解した上で、その数値をみていかないといけないのです。次年度以降にやる時には、もうちょっとそういう整理が必要かなと思い、若干、追加的な資料をお願いもしました。

もう1つは、評価のタイミングです。算定期間の3年間が終わって、その決算は直後の4月末に出ますが、今回、この報告書をまとめたのが1年経った、算定期間の3年目を過ぎた4年目が終わるぐらいのタイミングです。なので、たとえこれでまずいという結果がみえたとしても、対応が1年遅れてしまうので、事務的な負担を考えるとそう簡単ではないと思うのですが、本来であれば、4月末に決算発表した後、6月に各社株主総会がありますので、その間にこういう根本的な議論をして、株主との対話の中で生かしてもらうのがベストだと思うのです。今は、自由化と規制部門と分けた会計整理も実は7月末に出るので、現状では最速でやったとしても8月だと思うのですが、もう少しこれを何とか早くできないかと思うのです。役所も電力会社もある時期に職員に負担をかけてしまうと、昨今の残業問題にも触れると思うので、その辺の問題も実務上はあるかと思うのですが、考えなければいけないことと思います。

ご説明があったとおり、特に原発の再稼働のタイミングのずれに加えて、燃料費調整制度の、例えば原油価格が上がったときに数ヶ月おくれて料金が上がるということで、タイムラグがあるわけです。このインパクトが、実は電力会社にはかなり大きなもので、東京電力クラスになると、数千億単位できてきますので、みかけの利益の状況だけをみても実態がわからない部分があるのです。ですから、その辺をちゃんと調整したもので、さっき申し上げた年次でどう展開しているかもみなければいけないし、それを踏まえた上で、実態の利益がこうなっている、それからみかけ上の利益がこうなっている、その中で効率化がどう変動しているかを判断しなければいけない。それをみた結果、何がみえてきたかという、実態として厳しい決算状況の中で、緊急避難的なコスト削減の取り組みを各社がやって、それを何とか恒常的なコスト削減に転換しようとしていて、緊急的な措置が喉元を過ぎればもとどおり反動ですぐ戻ってしまうというものではなくて、なるべく効率化を恒常的なものにつなげていこうとされているのがみえてきました。その辺は評価すべきところかなと思っています。

もう一点は、これは最後のまとめのときに、特に九州の消費者団体から九州電力さんにお話があったことです。九州電力さんが財務状況が非常に危機的なので、利益が戻ってきたときに、それを財務状況の改善に使ってきましたというようなご説明をされたのですが、消費者団体の方は、例えば自己資本比率をみても、これだけ改善していますよね、配当もこれだけ戻っていますよね、だったら、どうして値下げをしてくれないのですか、というような言い方だったのです。私がお話のときに申し上げたのは、改善しているけれども、危

機的な状況から脱しただけであって、実はまだまだこれでも経営としては不安に思うようなレベルなので、ですから、改善、悪化という方向感だけではなくて、水準もきちっとみられるようになるともうちょっと違った見方ができると思います、とお話したのです。

ということは、これだけ利益が蓄積してきたから、値下げを求めるべきかどうかということをお我々が判断するときにも、財務状況がどうあるべきなのかというのは、余り言い過ぎると経営干渉みたいになるので、よくないとは思いますがけれども、我々の委員会のほうでも、こういう自由化が進む中で、どういうバランスシートであるべきかとか、配当に対してもそうでしょうし、何か内々には目線をつくっておかなければいけないのではないかと思いました。

もう1つは、これはつまらないことといいながら最後に申し上げたのですけれども、各社が申請してきたペーパーをみると、特に経営効率化のところ、我々は何をやっているかということ、「決まった原価に対して、実績がどうずれたか」という分析をしているわけなのですが、原価が決まる前の各社が申請をした効率化目標があるわけです。それをわざわざ書き込んでいる会社は何社もありまして、私は何たることかと思ったのです。つまり言わんとしていることは、原価として査定をされた効率化目標に対しては、丁度ぐらしか達成できなかった、もしくは多少ショートしてしまったけれども、自分たちが自ら出したものに対しては大きく改善しています、ということをお願いのだろうと察したのです。でも、自由化が進んで隣の電力会社にとられないために、新電力にとられないためにどういう料金をつくらなければいけないかというところに神経が行っていけば、そんなもの出てくるわけがないと思ったのです。

ですから、私はつまらないことですがけれども、こういう節々に本当に自由化がどこまで進んでいるかということが垣間見えるという思いを強くもって、どこかで経過措置料金を外す、外さないという議論もまたしなければいけないわけですが、単純に新規参入者が何%とかということだけではなくて、こういった節々にみえるところもちゃんと考えた上で、判断していかなければいけない。つまり総合的な判断がやはり必要なのだという思いを査定を通じて新たに思いました。以上が主なポイントになります。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。では、箕輪委員。

○箕輪委員　　今、佐合課長と圓尾委員からたくさんご説明があったので、少しだけの補足ですが、緊急避難的なコスト削減ですとか、恒常的なところでは、最初のほうのご説明

では、なかなかその中身とか、金額の内訳が出てこなくて、いろいろお伺いしているうちにだんだん中身をご説明いただいた金額が出てきたということがございました。

ただ、最後の総評のところにもあるように、結局そこが恒常的なコスト削減につながれば結果的にはいいと思いますので、ぜひ今後はそこら辺のところを積極的に情報開示していただいて、その後、横連携を図っていくという意味でも積極的な姿勢で開示していただけると次回以降いいのではないかと考えております。

以上です。

○八田委員長 ありがとうございます。稲垣委員。

○稲垣委員 審査基準の見直しということも検討する必要があるのではないかとということをお報告を受けながら感じました。具体的には、圓尾委員からは「つまらないこと」という一番最後の指摘があったわけですが、やはり我々がこれをやる目的というのは、自由化の促進というか、改革の目的を達するための作業だと思うのです。そうすると、今、この基準というのは何だということ、それぞれの各社が一定の経営戦略を立てて、そこでの見込み数値と実績を比較していますよね。あとは全体との比較をしているという非常にスタティックなものなのだけれども、そこでみえるのは、量で比較しているというところだと思う。しかし属性というか、質もみる必要があるのではないか。例えばリスク投資についても一定の評定をしていいのではないか。例えば、圓尾委員から価格設定のあり方についての指摘が出たり、それから佐合課長からは構造的な取り組みについてのお話が出ましたけれども、自由化促進に向けて、例えば市場を確保するために、何をしているかも評価すべきではないか。それから特に、これは今後会社が分割されていくのなら別なのですけれども、一体のもとではやはり発電の部分、特に発電の取り組みというのはすごく大事ですよ。

実際に、例えば東北で四国電力でしたか。バイオの発電所をつくるとか、いろいろな城の取り合いが始まっている。そういうことへの評価はしないのか。

一方で、例えば閾値をつくってみて安定性を狙うという会社もあるのかもしれないけれども、そういう取り組みについても、これは数値ではなくて、何らかの変数を掛けたり、評定をしなければならないと思う。また改革目的への戦略的な取り組みも評価していく必要があるのではないかと思います。

もう1つは、これは基準の話とは違うのですが、原価算定のときに原価は一定の見積もりだと思うのです。見積もりに合理性があるのかというのは審査していると思う

のけれども、特に原発の再稼働の見込みについての見通しがやはり本当に合理性があるのかということだと思っております。だから、そこはもう一度きちっと評価のあり方を考えるとかというようなことが、やはり合理的なものである必要があると思うので、もう少し考えたほうがいいのではないかと私は感じたのです。

結論的には、今回のものについては結論はこれでよろしいと思います。

○八田委員長 料金審査専門会合での精査の結果のことで、結論自体はこれでいいだろうと。けれども、その過程でいろいろな問題点が出てきて、将来への示唆が得られたということだろうと思います。

私はちょっと細かいことを伺いたいのですけれども、資料3の参考資料2の5ページのところで、人件費は北海道だけは目標よりも下回っているのですよね。これはどうしたのですか。北海道とかは軒並み全部下回っているのですが、これは需要が低いからなのでしょうか。参考資料2の5ページです。

○佐合取引監視課長 需要がかなり落ち込んでいたところと、人件費のところに関しては、この欄の右側に書いてありますけれども、各社と同じように、料金認可のところ盛り込めなかった出向者給与みたいなものが出ている部分は当然あるのですが、年金資産の運用がうまく回ったというところがあって、それによって退職給与金を減らすことができた。そういう意味では、効率化の努力と言うか、年金資産の運用が良かったことによるというものです。

○八田委員長 それから、今度、原子力バックエンド費用のところに関西と東北はプラスなのに、あとはマイナス。特に北海道は結構大きいというような、これは要するに稼働しなければ目標よりも低くなるという、それだけの話ですか。

○佐合取引監視課長 会計制度の引き当て方式を発電電力量に応じて比例でやる方式から定額でやる方式に変えたのですけれども、それが稼働率の設定の仕方との関係で、当初よりも多く出てくるところと少なく出てくるところというのがあるって、多分その影響が一部あるのだと思います。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 原子力の稼働の織り込みが基本的に大きい電力会社については、原発が動くとも動くなりには料金に織り込んでいる形になってはいますが、稼働の料金織り込みが少ない会社については、会計制度が変更により、原発が動いていなくても費用化する割合が大きくなりますので、その分、原子力稼働の料金織り込みが少ない会社、例えば東北とかについては、定額法に移行したことによって、費用が大きくなっ

たためプラスになります。

○八田委員長 わかりました。どうもありがとうございました。それでは、先ほどのご指摘を意見をまとめたいと思います。圓尾委員からおっしゃったことは、まず、今の仕組みでは評価が出てくるまでのタイミングが遅くならざるを得ないという問題をどうすべきかということ。次に、燃料費調整制度などでなかなかもとの数字ではみえにくくていろいろ補正をして数字をみなければわからないというようなことがあること。さらに、変化率だけではなくて、水準もみるという観点が必要だろうということです。

箕輪委員からは、だんだんいろいろ聞いているうちに緊急避難でどういうことをやったかなどということがわかってきて、そういう情報開示をある意味で最初からできるような仕組みが必要なのではないかということをおっしゃった。

稲垣先生は、1つは再稼働に関する見込みに関する合理的なやり方を何か工夫しなければいけないのではないかと。それから改革目的に対してどれだけちゃんと適合する行動をしているかというのは、評価する指標というものも工夫すべきではないかというようなご指摘だったと思います。

それでは、全体については、事務局からご説明があった中部電力を除く9電力会社の審査結果のとおり、当委員会の意見として決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきますので、この委員会終了後、速やかに公表することといたします。

さて、次の議題は、OCCTOの業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可についてです。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 資料4、PDFでは109ページでございます。資料4でございます。

1. の経緯でございますが、3月1日付で電力広域的運営推進機関、いわゆる広域機関から経産大臣宛てに業務規程及び送配電等業務指針を変更したいという認可申請がございまして、3月7日付で当委員会に意見の求めがあったところでございます。

申請された内容は、その後ろに参考資料というか、資料番号でいうと4-3として、申請書を添付しておりまして、その後に業務規程と送配電等業務指針、それぞれについて新旧対照表をつけてございます。

ただ、主なポイントを先にご説明いたしますと、資料を戻っていただきまして、資料4

でございますが、主なポイントとしては、1点目は、4月1日から改正電気事業法が施行されまして、ネガワット取引が始まることとなりますが、その関連の規定を整備するという、2点目が同じように4月1日から施行されます改正FIT法に基づきまして、一部買い取り方法が変更されますので、それに基づく変更に関する規定を整備するという、そのほか国の審議会などで、このように改善したほうがいいという形で示されている部分が幾つかございまして、それを反映させるという内容でございます。

内容について、事務局で確認いたしましたところ、いずれもこれらの改正を踏まえた適切な改正となっております、特段の問題がないと判断しております。ということで、その方向で回答してはどうかと考えてございます。

では、どういう内容かというのを簡単にご説明させていただきます。後ろに新旧対照表がずっとついておりますが、これだけでは内容がなかなかわかりづらうございますので、その後ろに広域機関がつくった説明のためのポンチ絵がついてございます。PDFでいうと138ページからでございます。資料番号でいうと4-7、カラー刷りの概要についてというポンチ絵がついてございます。

ポイントをかいつまんでご説明いたしますと、まず、少し飛んでいただいて、右上5ページでございますが、マージンの定義を変更するというものでございます。これは、当委員会が議論をして、それで経済産業大臣が出した調整力の公募調達の考え方の中で、将来的には調整力を広域的に活用できるよう、マージンについても地域間連系線の利用ルールの見直し等を行い、区域外も含めて募集が設定されることが望ましいというような記述をされていますので、それを踏まえまして、このマージンの定義を若干変更し、将来的に調整力の供給区域外からの調達のためにもマージンを設定できるように定義の変更を行うということが1つ目の内容でございます。5ページでございます。

その次は、6ページでございますが、これはインバランスの精算に関連する部分でございます。この件については、これまで計画値に不整合があった場合に、広域機関が計画値を修正できる、変更することができるという規定があったわけでございますが、これについては、昨年、国の審議会におきまして、一定のルールを決めまして、それを各送配電事業者の約款に書くということで、そのルールに基づいてやるということに整理されましたので、広域機関で計画値を変更する必要はなくなったということで、関連する規定を削除するというものでございます。

飛んでいただきまして、8ページでございますが、これは同じく資源エネルギー庁関連

の新エネルギー小委員会の下にあります系統ワーキングというところで、再エネルギー関連の発電施設の出力制御を行った場合に、広域機関が検証を行うということにされているわけですが、その検証の中で公平性の観点から一般送配電事業者であらかじめ定められた手続に沿って、年間を通じて出力制御を行うかどうかという検証も広域機関で行うべきということにされた。要するに、一回一回の出力抑制を検証するだけではなくて、年間を通じて定められた手続にのっとってやられたかどうかというのも検証しなさいということにされたので、それを追加するという内容でございます。

9 ページに記載されているのはFIT制度の見直し、それからネガワット取引の開始に係る変更ということで、関連する規定を整備するという内容でございます。

飛んでいただきまして、11ページでございますが、11ページにその他の変更点が書いてございます。一番上のところだけご説明させていただきます。大きな電源脱落等があった場合に、広域融通をやるということになってございますが、その広域融通をやる際に、まず連系線があいているかどうかというのを確認する必要があります。その確認をしているときに、また新たに連系線を使うような注文なり、あるいは取引がなされますと、どれだけあいているかというのが正確に把握できないということがございますので、その際には、一旦連系線の新たな利用通告なり、あるいは取引をとめるということをやることが必要だということで、これは昨年の事例などから新たに必要性が強く認識されたということでありまして、これをちゃんと業務規程に書くというような修正も行うということでございます。

以上、ポイントだけをご説明させていただきましたが、こういった内容を適切に反映する改正案と事務局としては考えてございまして、戻っていただいて、PDFでは111ページ、資料4—1でございますが、認可することに異存はありませんという形で大臣宛てに回答してはどうかと考えてございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。皆さん、事前にある程度みてあれているでしょうからあれですが、ちょっと6ページの最後に、非常時や緊急時には変更することができる。これは例えばどういう場合を考えているのでしょうか。今までもこれは残っていたわけですよ。今までもあって、ここだけは残しておくということなのですか。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 今までの書きぶりでは、これははっきり書かれてい

なかったので、そういう意味では、新しく追加するということになっておりますが、具体的にどういうケースを念頭に置いて、これを書いているかということは、済みません、ちょっとこの時点で確認しておりません。恐らく何かの場合に計画値を変更することができる……済みません、確認して改めて委員長にご相談したいと思います。

○八田委員長 いや、全体をこれがあるためにだめとかそういうことではなくて、明らかに今回の改定は、より範囲を厳密にしたということだと思いますが、だから、それはそれでいいのですが、ここのところは後にどういう状況を想定しておられるかというのがちょっとわかるといいと思うのです。結局はインバランス精算の額を変えてしまうということになりますよね。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 結果的にどういう影響があるかという、そういうことでございます。

○八田委員長 そういうことですね。もう1つ、11ページがさっきの送電線の空き容量を臨時のときに計算するために取引をとめるということで、それもやむを得ないのですが、どのくらいとめるのか。計算に随分時間がかかって長いこととまっていると、まさに緊急時にはあれだと思うのです。時間前取引が最も必要とされる時だと思うので、それをなるべく最小化するような基準というのは別途何か要るように思います。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 実務上は広域融通をどれだけやるかということを検討し、実際、広域融通をやるやらない、やる量が決まった段階でまた再開するということだと理解しておりますが、そこまではこの業務規程には書き込んでいないわけでございますけれども、実務上どうするかというところは確認したいと思います。

○八田委員長 なるべく短ければ弊害は少ないと思うのですが、長いと本当に問題だと思っております。

以上でございますが、ほかにご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、広域機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更について認可することに異存はない旨、回答してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、そのように経済産業大臣に回答することといたします。

それでは、本日、第1部で予定していた議事は以上でございますが、ほかには何かありま

すでしょうか。

(「なし」の声あり)

事務局からはありませんか。

○新川総務課長 第2部につきましては、準備が整い次第、開催させていただきます。

○八田委員長 それでは、第1部を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——